

社会資本整備審議会河川分科会（第42回）

平成22年10月29日（金）

【事務局】 ただいまより第42回社会資本整備審議会河川分科会を開催いたします。
初めに、新たに河川分科会委員にご就任されることとなりました委員の方々をご紹介申し上げます。

（委員の紹介）

【事務局】 次に、前回の河川分科会の開催は平成21年4月6日で行われましたけれども、それ以降事務局の方のメンバーが大部分異動しておりますので、事務局のご紹介を改めてさせていただきます。

（事務局紹介）

【事務局】 本日の委員の出席状況ですが、河川分科会委員総数の3分の1以上に達しておりますので、本分科会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、河川局長よりごあいさつを申し上げます。

【事務局】 本日はご多用のところ、委員の諸先生にはご出席をちょうだいし、誠にありがとうございます。

前回の河川分科会は昨年の4月に開催させていただきましたが、約1年半ぶりということでございます。また今回新たに委員の任命等が行われてきたところでございます。委員の皆様方におかれましては、今後とも河川行政に関する重要事項について、調査、ご審議を賜ります。またご指導もよろしくお願い申し上げます。

せっかくの機会でございますので、最近の河川行政についてご紹介させていただきます。

政権交代以降、まず1点目は「できるだけダムにたよらない治水」、これからの社会はいろいろな財政上の制約条件等ございます。できるだけダムにたよらないようにするという方向への政策転換、これを進める考え方に基きまして、今般今後の治水対策のあり方に関する有識者会議を、大臣の私的諮問機関として昨年12月につくらせていただきまして、その中間取りまとめがまとまりましたので、本日の分科会でご報告させていただきます。またこの中間取りまとめに基づきまして、現在ダム事業の検証を進めているところでございます。

2点目でございますが、平成23年度予算につきましてもさらなる効率化、見直し、昨

日も事業仕分けを私どもも受けましたが、平成23年度予算については、特に災害対応の確な実施、あるいは災害予防に重点を置いた概算要求をさせていただいているところでございます。

3点目は組織関係でございます。平成23年度の組織要求として、国土交通省になってから少し時間がたっておりますが、本省内の横断的な局の再編の観点で、水関連行政の一元化という大きな旗のもとに、河川局と、今は土地・水資源局でございます水資源部、都市・地域整備局でございます下水道部、この3つを統合いたしまして、今は仮称でございますが水管理・防災局という組織要求を現在行っているところでございます。また、これは地域主権改革の大きなご方針のもとで、出先関係につきましては、8月末に仕分けを行いまして、前回、昨年4月の分科会でご報告した6水系につき、移管する方向で今後さらに調整を進めるなどの内容の報告を、地域主権戦略会議に対して行ったところでございます。その後、総理から再検討を求められているところでございます。

本日の分科会では、この後、分科会長の互選、小委員会の設置等のご審議をいただくとともに、今ご報告申し上げた観点も含めた所要のご報告をさせていただく予定にしております。

長時間にわたるご審議あるいは報告になろうと思いますが、よろしく願い申し上げます。

【事務局】 それでは議事に移らせていただきます。

今年の2月28日付で河川分科会長が社会資本整備審議会委員を辞任されております。このため、分科会長選任までの間、事務局におきまして当面の議事の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初の議題は、分科会長の互選でございます。社会資本整備審議会令第6条第3項によりまして、委員の皆様の中から分科会長を互選していただくこととなりますが、どなたかご推薦がございましたらお願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇委員を推薦したいと思います。〇〇委員は長年分科会の委員をされ、河川全般にわたり知識も豊富でいらっしゃいますし、社会資本整備審議会の会長でもありますので、ぜひお願い申し上げたいと思います。

【事務局】 ほかにご推薦はございますでしょうか。

それでは〇〇委員に分科会長をお願いするということで、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】 ご異議がないようですので、〇〇委員に分科会長をお願いいたしたいと思います。〇〇委員、分科会長席にお移り願います。

(分科会長席へ移動)

【事務局】 それでは、分科会長より一言お願いいたします。

【分科会長】 それでは一言、ごあいさつ申し上げます。

ただいま、河川分科会長にご推挙いただきました〇〇と申します。どうぞよろしくお願います。皆様のご協力を得つつ、円滑に河川分科会の進行を図りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが議事に入ります。

本日初めの議題は、事業評価小委員会の設置についてでございます。事務局から説明をお願いします。

【事務局】 事業評価小委員会の設置についてご説明させていただきます。

資料1-1をごらんになっていただきたいと思ひます。

1 ページに、国土交通省が現在実施しております政策評価の一覧を掲示しております。政策アセスメント、政策チェックアップ等々数多くの政策評価を行っておりますが、本日はこのうち個別公共事業評価、これも新規採択時、事業の再評価、完了後の事後評価とございますが、この新規事業採択時評価についてご説明させていただきたいと思ひます。

2 ページをお願いします。

この新規事業採択時評価というのは、事業の効率性とか実施過程の透明性の向上を図ることを目的として、総合的な視点から採択優先度を決定し、そして予算上の制約条件等を考慮の上、新規採択箇所を決定、公表することとしております。対象となりますのは、維持・管理に関わる事業、災害復旧に関わる事業等を除く河川事業及びダム事業ということになっております。

その下にスケジュールを掲載しておりますが、この新規事業採択時評価は2種類ございまして、大規模なダム等におきましては概算要求時点の前に新規事業採択時評価を行っていただき、その結果を公表して概算要求に臨むということでもあります。それから河川事業等につきましては、より詳細な実施計画段階でも決まってまいりますので、12月ごろの政府予算案の決定を受け、1月ごろ新規事業採択時評価を行い、それを受けて評価結果の公表、そして3月末の評価結果の公表と、直轄事業と補助事業を分けて行うこととしております。

次に3ページをお願いいたします。

具体的な採択時評価の評価項目を一覧で並べておりますが、災害発生時の影響ですとか、過去の災害実績、災害発生の危険度、それから費用対効果分析、こういった視点に基づきまして総合的に判断することとしております。

次に4ページをお願いいたします。

昨年12月と今年の4月に公共事業の効率性、実施過程の透明性の一層の向上を図るために、実施要領を改定しております。直轄事業等の事業評価につきまして、負担者であります地方公共団体等から意見を聴取することとしております。

次に、第三者委員会の事前審査の充実ということで、直轄事業等の事業評価につきまして、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聞くこととしております。

それから国会審議へ資するための取り組みということで、直轄事業等につきましては1月末までを目途に、新規事業採択時評価及び再評価を実施して、評価結果を公表することとしております。

それから再評価実施時期の短縮でございます。事業化後、10年継続で1回目の再評価となっている規定を5年継続に短縮する、それから直轄事業等に関する実施サイクルを5年から3年に短縮するということとしております。

次に5ページをお願いいたします。

新規事業採択時評価は予算要求に伴って実施することから、社会資本整備審議会河川分科会にご意見を伺うことをお願いしたいと考えており、個別事業の対処方針についてご意見をお伺いするというので、小委員会を新設いたしまして、そこでご意見をお伺いしたいと考えております。

【事務局】 引き続きまして、ただいまご説明申し上げました事業評価小委員会の設置に関連して、社会資本整備審議会河川分科会運営規則の改正案を用意してございますので、ご説明させていただきます。資料1-2をごらんいただきたいと思います。

この分科会運営規則におきましては、小委員会の設置について定めているところがございますけれども、ただいまご説明しましたように、事業評価につきましては、第三者から構成される委員会の意見を聞くということになってございますが、これまで小委員会につきましては、会議体としての意思決定についての定めがなかったところございまして、今回の事業評価小委員会の設置に合わせまして、第1条第1項において、小委員会を設置して「調査させることができる」というのを「調査審議させることができる」というふう

に改め、あわせて第2項におきまして「この小委員会の議決は河川分科会長が適当と認めるときは、河川分科会の議決とすることができる」という規定を置かせていただきたいと思っております。

それから、これに関連して第4条におきまして、議事の方法について必要な改正規定を置いているところがございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

ただいま、事業評価小委員会の設置と、河川分科会運営規則の改正案についてご説明をいただきましたが、これについてご意見、ご質問等ございましたらご発言をお願いします。

この小委員会と河川局との関係、すなわち小委員会はどこまでやって、おそらくこれは河川事業でしょうから、河川局との関係をもうちょっとご説明いただけますか。何かここに参考資料もついていますけれども。

【事務局】 事業評価を実施いたしますのはこちらでございますが、それに対して第三者の有識者からご意見を賜るという関係になっております。

【分科会長】 そういうことでこの小委員会が運営されていくということですが、いかがでしょうか。

よろしいようですので、この2つの件について、小委員会の設置と運営規則の改正につきましては、ご質問もないようですのでご承認いただいたということにさせていただこうと思います。

ただいま事務局より説明のありました「事業評価小委員会の設置について」に関しましては、社会資本整備審議会河川分科会運営規則を原案のとおり改正した上で、直轄事業等の新規事業採択時の評価について調査、審議させるため、同規則第1条第1項に基づき、当分科会に事業評価小委員会を設置することとしたいと考えております。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。

次に、河川分科会運営規則第2条で、小委員会に属すべき委員等は、分科会に属する委員等のうちから分科会長が指名すること、また同第3条では、小委員会の委員長は小委員会に属する委員等のうちから分科会長が指名することになっております。事業評価小委員会における調査審議に当たっては、河川、経済、アカウンタビリティーなどの幅広い視野からの検討が必要と思われまますので、このような観点から、私としては当分科会の委員か

ら〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に事業評価小委員会へのご参加をお願いするとともに、〇〇委員に小委員長をお願いしたいと存じます。それでよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【分科会長】 ありがとうございます。

なお本日は〇〇委員がご欠席されていますので、後日私のほうからご承諾をお願いしたいと思います。また先ほどの事務局の説明にありましたように、事業評価小委員会の調査内容は詳細かつ専門的になりますので、リスクマネジメント等の専門的分野の方々に河川分科会の専門委員になっていただき、事業評価小委員会に参加いただきたいと思いますが、つきましては、その人選は〇〇委員長及び事務局と相談して決めることといたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【分科会長】 ありがとうございます。

【〇〇委員】 先ほど小委員会の委員は3人の方をと言われましたね。それで小委員会は、委員の3分の1以上が出席すればできることになると、1人でもできるということになりますか。

【分科会長】 専門委員も入るのでしょうかね。

【〇〇委員】 「小委員会は、委員等の3分の1以上が出席しなければ」と書いてあるから。

【分科会長】 これから専門委員をさらに追加と申しますか。

【〇〇委員】 追加されるわけですか。

【分科会長】 はい。その方々を加えました3分の1以上ということになってまいろうかと思いますが。

【〇〇委員】 そうですね。そうしないと3人のうちの3分の1では非常におかしく、整合してこないから。ちょっとまずいかなと思ったんですが。失礼しました。

【分科会長】 ありがとうございます。大変大事なことを言っていただきました。

【〇〇委員】 ちなみに、小委員会はほかにもあって、どれぐらいの人数規模なのかを、今のことに関連しまして、確認したいと思いますので、よろしくお願ひします。

【事務局】 河川整備基本方針検討小委員会と、気候変動に適應した治水対策検討小委員会の、2つの小委員会がございます。河川整備基本方針検討小委員会は20名、気候変

動に適応した治水対策検討小委員会は15名の委員で構成されております。

【〇〇委員】 新しい小委員会がどんな規模になるかはわかりませんが、今のを参考にさせていただいて、3分の1という定足数がおかしくならないように気をつけてということ。

【〇〇委員】 河川分科会の委員の中から選ぶと書いてあるから、この河川分科会に属していない専門委員は、小委員会の正式メンバーになるんですか。

【〇〇委員】 第4条の小委員会の「委員等」は、小委員会の委員だという確認です。

【事務局】 新たに専門委員を大臣が任命することになりますけれども、この第4条の「委員等」というのは、審議会の本委員、臨時委員、そして専門委員を含む言葉でございます。したがって、ご指摘のように専門委員の方が新しい小委員会に属する場合には、まず河川分科会のメンバーとして指名された後に、河川分科会長から小委員会の委員として指名されるということになるかと思っております。

【〇〇委員】 そうすると第4条の「小委員会は、委員等の3分の1」というのは、今おっしゃった、全部この分科会の委員だからということになりますと、小委員会に新しく入った人と、もともと河川分科会で小委員会に属さない人も含めての3分の1なのか、小委員会の委員の3分の1なのか明確でないように思うんですが、そこを明確にしてくださいませか。

【事務局】 今、本委員と臨時委員と専門委員と申しましたのは「委員等」というこの3文字の定義について申し上げたところございまして、したがって第4条の方の「委員等」につきましては、「小委員会に属する委員等」というふうに読むということになります。

【〇〇委員】 分科会の中から選ぶと書いてあるのと、専門委員を選んだときは一旦分科会に入れるというのが、何かちょっと。小委員会というのは専門委員と分科会から選んだ委員とでなるというふうに、どこかで規定をはっきりしておかないと、決まりとしては矛盾してこないかなと。

【事務局】 今のことにつきましては、参考資料1で社会資本整備審議会令をお配りしておりますけれども、この第6条の2項により「分科会に属すべき委員等は、国土交通大臣が指名する」と。ここで分科会の委員等として指名させていただきまして、その後には先ほどの分科会運営規則第2条に基づきまして、河川分科会長に指名していただくと。そういう道筋になるかと思っております。

【分科会長】 参考資料1の第3条ですね。

【事務局】 ご指摘の第3条でございますけれども、社会資本整備審議会令第3条第3項で、「専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する」と、まずございまして、その次に第6条第2項に基づきまして、国土交通大臣の指名により河川分科会に所属していただくということございまして、それから河川分科会運営規則第二条の小委員会委員等としての指名と、そういうことになります。

【分科会長】 いかがでしょうか。この第3条、第6条で、専門委員が小委員会の委員になるということが、社会資本整備審議会全体にかかわるものとしてありまして、すべての分科会にかかわってございまして、それを使って今度は河川分科会運営規則でこのように改定を加えるということです。

【〇〇委員】 ここに河川分科会委員名簿とありますが、これにプラス国土交通大臣が選んだ専門委員が入ると。その中から分科会長が選ばれます。そういうことですね。

【事務局】 はい、そういうことです。

【〇〇委員】 だから今日の3人は、たまたま現在のこの中から選ばれているけれども、これから国土交通大臣が委嘱した河川分科会のメンバーがもっと増えて、それも含めて小委員会をつくられると。

【事務局】 そのとおりです。

【〇〇委員】 わかりました。

【分科会長】 ありがとうございます。では、そのように進めさせていただきます。

確認ですが、ただいまの事業評価小委員会の設置と、社会資本整備審議会河川分科会運営規則の改正案は、これで成立することとさせていただきたいと思います。10月29日から施行するということでございます。ありがとうございます。

それでは次の議題は、社会資本整備重点計画の見直しについての報告でございます。事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは資料2に基づきまして、社会資本整備重点計画の見直しについてご説明させていただきます。1ページをごらんいただきたいと思います。

ここに社会資本整備重点計画について掲載しておりますが、平成15年にそれまであった9本の事業分野別の計画、具体的には道路、空港、港湾、治水、急傾斜、海岸、こういった事業ごとにございました分野別計画が1本化されて、社会資本整備重点計画が策定されております。この計画は、河川分科会においてもご議論いただき、平成21年3月に閣

議決定され、平成20年から24年までの計画となっております。

内容につきましては、下にございますように活力、安全・安心、暮らし・環境、ストック型社会への対応という目標を掲げております。そして具体的な指標を定めております。

治水事業の指標といたしましては、ハザードマップの作成、中枢拠点機能地域での床上浸水のおそれのある戸数等が記載されております。

2ページをお願いいたします。

ここに社会資本整備重点計画の見直しの論点例が掲載されておりますが、公共事業を取り巻く環境が大きく変化してきているということで、政策の大胆な見直しが強くと求められており、このような状況の変化に対応するために、大臣のご指示によりまして、この社会資本整備重点計画を抜本的に見直すことになったわけでございます。

3ページにスケジュールを掲載しております。

この重点計画の見直しに当たりまして、7月26日に〇〇分科会長が会長を務めておられます社会資本整備審議会と、交通政策審議会が計画部会が開催されておまして、この重点計画の見直しが始まっております。そして見直しの基本的な考え方につきまして計画部会でご審議いただいた後に、各分科会において各事業についてご議論いただく予定としております。現段階のスケジュールは、この3ページに掲載しているとおりでございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらご発言をお願いします。

私がかかわっております、それから〇〇先生も計画部会でいろいろご議論いただいているんですが、今度11月1日に計画部会がまたありまして、いよいよ骨格を決めていこうとしております。

ここは河川分科会ですから、私のほうから感じていることを1つだけお願いしておきたいんですが、今回は重点化ということで、もちろん重点計画の見直しということですが、特に課題になっていますのが事業を連携しようと、すなわち河川だけでいろいろやるのではなくて、河川とほかの部局の事業がより連携して効率的に実行性のあるものにしてもらおうということが、大変大きな課題になっていると思います。

もう1点はストックをいかにつくっていくかで、維持・管理に関して本格的にやってくと。これまでもやってきているんですが、ちゃんとやるためにどういうことを考えなければならぬのか。河川の方も他の部門も、それぞれ維持・管理については今までやってきているんですが、維持・管理の方の予算が中心にだんだんなくなっていき、その維持・

管理がしっかり説得力のある方式になるということ、やはりこれも強く求められているのではないかなと私は個人的には思っています。そういった面で、ぜひ河川局は前向きにこの問題を、この2つの点を意識してご検討願いたいと。

もう1つは、これは蛇足になりますが、成長戦略と言われているんですが、河川の場合は成長戦略がないのではなくて、従来の成長性、これまで議論されている成長戦略のほか、河川としての成長戦略というものをしっかりと考えなければならぬところに来ているのではないかと私は思っています。それがお金になるかならないかというよりも、国民にとって河川事業が意味のあるものとしての成長戦略があるだろうと思いますので、その辺もぜひ議論に上げていただいて、積極的にやっていただきたいなということを思っております。その辺をどうぞ皆さん、何かご意見があれば、私がちょっとイントロダクションを申し上げましたけれども、何かございましたらどうぞお願いします。

【〇〇委員】 1ページの暮らし・環境のところ、地球温暖化の防止ということが書いてあるんですけども、日本国における温暖化論議は、実は緩和策ばかり強調されていて適応策がタイトルとして出てこない、これで本当に大丈夫なのかと、個人で心配してもしょうがないんですけど、大変深刻な心配をしております。例えばヨーロッパのホームページなどを見に行けば、テムズ川の河口の赤潮を抑えるために、あれは1000年に1度の安全度のものを、さらに適応策として強化するという計画がもう発表されております。まあ、少し過大に危険性を評価し過ぎたかなと、計画を少し緩める展開にはなっているようですけども、適応策をやるということは明確に書いてあるんですね。イギリスの場合には環境相がデフラーという適応策のための特別のセクションを生み出して、日本国においては2020年までに25%削減という緩和策についてはなぜか大変元気のよい議論が、政治の分野でも学者の分野でも進むんですけども、国交省が適応型の社会をつくるんだという答申を出しても、これが前に出てこない。多分環境省の適応策の議論の中には、流域という言葉は全く出てこないと思うんです、僕のうろ覚えで言っておりますが。

安全・安心の重点目標のところ「水害等の災害に強い国土づくり」とあるんですが、これは50年前もこういうふうにかかれていたであろうし、30年、20年前も、10年前もこのように書かれていたはずなんですね。実は温暖化はそんなに深刻じゃないと、緩和策の騒ぎは省エネ、代替エネルギー戦略としてやっているんだということであれば別ですけども、本当に地球温暖化が深刻だということで対応しているのであれば、日本国だけ適応策を本気でやらないというのはまことに変な話で、で、適応策をやるのはどこかと

いうと、国交省以外にないんですね。多分国交省の土砂災害、河川を扱うところ以外にない。この「水害等の災害に強い国土づくり」というのは、地球温暖化の適応策も視野に入れたというような文言をぜひ、河川局から提案していただきたいと。通るか通らないかは別にして、そのあたりのゆがみが、いずれ私は国際的にも議論になるのではないかと思います。

【分科会長】 ありがとうございます。よろしくお願いします。

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

これからこの手の問題が精力的に議論されていこうと、分科会でもおそらくこういうものをこれから、計画部会で骨子を決めて、その後それぞれの分科会で議論することになりますので、皆さんまたその節はご議論をいろいろ出していただいて、いいものにしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次の議題に入らせていただきます。よろしいでしょうか。

次の議題は、ダム事業の検証についての報告でございます。それでは事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは、ダム事業の検証についてご報告いたします。資料3-1をごらんになっていただきたいと思います。

ダム事業を検証するに当たりまして、必要となります幅広い治水対策案の立案手法とか、あるいは新たな評価軸、そしてその総合的な評価の考え方、こういったものを検討するために、昨年12月3日に今後の治水対策のあり方に関する有識者会議というものが設置されております。その概要でございます。

趣旨としては、できるだけダムにたよらない治水への政策転換を進めるとの考え方に基づいて、今後の治水対策について検討を行う際に必要となる、今申しましたような視点に基づいて検討をするとともに、さらにこれらを踏まえた今後の治水理念を構築し、提言をすることとなっております。

主な検討事項といたしましては、例えば幅広い治水対策案につきましては、ダム整備に頼らない方法を必ず含めて、複数の治水対策案を立案するという、また新たな評価軸の検討につきましては、これまでの評価軸に加えまして時間的・財政的な制約等を加味した新たな評価軸を検討するという、それぞれの評価軸の優位性や限界等について、ケーススタディー等を実施して検討されております。そして総合的な評価の考え方を整理し、定性的にしか評価できない評価軸の扱いも含めて、総合的な評価の考え方が整理され

ております。

2 ページに、このご検討をいただきました有識者会議の委員の先生方を掲載しておりますが、京都大学名誉教授の〇〇先生に座長を務めていただいております。また〇〇先生には委員を務めていただいております。

次に 3 ページをお願いいたします。

これはこの有識者会議の検討の経緯を示しておりますが、1 2 月 3 日に始まりまして、4 ページに示しておりますように全 1 2 回、またこの間には委員の先生方による打ち合わせも含めて、非常に数多くの熱心なご討議、ご審議がなされております。そして、9 月 2 7 日に中間取りまとめが報告されております。

その概要が 5 ページでございます。ここにダム検証の全体の枠組み、検証の概要を示しております。

第 3 章からが、具体的な検証の進め方になっております。3 ポツにございますように、まず国土交通大臣が個別ダム検証の検討を指示、要請をすると。地方整備局等に対しては指示、都道府県等に対しては要請ということでございます。そして、検討主体による個別ダムの検証に係る検討ということで、まずは目的別に検討を行うこととしております。

またそれに先立ちまして、検証対象ダム事業等の点検をまずすると。そして、まずは複数の治水対策ということで、ダム案とダム以外案を立案する。各治水対策案は、河川を中心とした対策に加えまして、流域を中心とした対策も含めてさまざまな方策を組み合わせた立案をしていくということでありまして、中間取りまとめでは、ダム、遊水池等 2 6 の方策を提示しております。この代替案の数が多い場合は、すべてを詳細にするのは困難であるため、概略評価によって詳細な検討を行うものを 2 ～ 5 案程度抽出することとしております。そして、この各治水対策案を環境への影響などさまざまな評価軸で検討することとしております。中間取りまとめでは 7 つの評価軸、コスト、実現性、環境への影響等を提示しております。

このほか、新規利水の観点からの検討、流水の正常な機能の維持の観点からの検討、その他の目的に応じた検討、こういったものを並行的に進めて、おのこの目的別の総合評価を行います。そして総合評価を行ったものを集めまして、検証対象ダムの総合的な評価を行うこととしております。そして、それを受けて対応方針案等を決定し、検討主体から本省へ検討結果を報告することとしております。

その報告に対しまして、先ほどの有識者会議の先生方からご意見をいただきまして、も

し中間取りまとめから乖離した検討が行われると判断された場合には、再度検証に係る検討を、各検討主体に指示または要請をしていくと。そうでない場合には本省による対応方針を決定し、そしてもし中止等の場合は、河川整備計画の変更等の手続に入っていくということでございます。

右端の方に検討主体と進め方について書いてございます。まず関係地方公共団体からなる検討の場を設置するという、特に情報公開、パブリックコメント等を実施していくということ、それから河川整備計画を同様に、学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者から意見聴取をしていくということでございます。最終的に各検討主体は、事業評価監視委員会の意見を聞き、対応方針案等を決定することとしております。これが全体の検証の流れになっております。

次に、資料3-2をお願いします。9月27日にこの中間取りまとめをいたしまして、9月28日にダム事業の検証に係る検討について、地方整備局等に対しましては指示、関係地方公共団体に対しましては要請という形で、国土交通大臣から、2ページ以降についております文書でもって指示または要請を行ったところでございます。

またこのダム事業の検証に係る検討の、再評価実施要領細目について策定しております。この中身自体は、今ご紹介いたしましたこの有識者会議の中間取りまとめを、細目の形にしたものでございまして、これもあわせて各検討主体の方にご提示させていただいたところでございます。

それから資料3-3は、検証を対象とするダム事業の一覧でございます。

資料3-4は、実際に再評価の際の実施要領細目でございます。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらご発言等お願いいたします。

【〇〇委員】 言葉の定義をちょっと聞きたいのですけれども、既存のダムについては、ダムにたよらない治水と言われたときイメージははっきりするのですけれども、今後の治水計画において、ダムにたよらないと言った場合のダムというのは、どういうふうに定義されるのでしょうか。例えば渡良瀬遊水池のようなものが今後計画された場合、あれはダムの範疇に入るのか入らないのか、あるいは遊水池だから入らない、そういうふうに定義するのか。たよらないと言われるダムというのは一体どういう定義なのか、ちょっと教えていただけるとありがたいです。

【事務局】 今回の検証対象はあくまでも、現段階において本体工事に入っているものは、止めてしまいますと大変なコストがかかりますので、それは継続することといたしまして、その前の段階のダムで、しかも既にダムにたよらない治水対策の検討が進んでいるのは、川辺川ダムでございます。それから既存施設の機能増強を目的にした事業がございますが、こういったものについては対象外にして、その他のダム事業が対象でございます。

【〇〇委員】 質問の趣旨は、既に議論になっているものについては、何がダムであってダムでないか明快だと思えるんですけども、こういう議論が一般化していきますと、ダムにたよらないんだといった場合、例えば新たに河川の計画を立てるときに一体どういうものがダムに当たり、どういうものがダムに当たらないか、僕らを含めて一般の普通の人には混乱すると思えるですね。例えば高さ3メートルの堰のようなものもダムと言う人はダムと言うわけですから、そのイメージについては何かありますかと。

【事務局】 一般には、ダムと言うと高さ15メートル以上のものをダムとしております。

【〇〇委員】 わかりました。その辺がはっきりしていれば結構でございます。

【分科会長】 ほかにはいかがでしょうか。世の中で大変話題になっている課題ですけども、どうぞこの機会にご意見、ご質問等をいただければと思いますが。

私の方から1点だけ。3ページに討議スケジュールの案が出ているんですが、この中の中間取りまとめの公表まで終わられたと。で、現在各地方で個別ダムの検証を検討していると。という矢印が、「今後の治水理念」というふうに書かれているわけですけども、これは具体的に、ダムによらないのが今後の治水対策のあり方なので、これはもう本格的に河川の今後、治水事業をどう考えるかということ、ここで本格的に議論しようというふうに考えればいいんですか。これはどういうことなんでしょうか。

【事務局】 具体的な内容等についてはこれからになると思いますが、各地方の個別ダムの検証の状況も踏まえながら、今後の治水理念ですね、遠い将来の目標等も含めて、ご意見を賜っていくというものでございます。

【分科会長】 委員会から意見をいただいて……、よくわからないんですけど、委員会が意見を言うとする、それをどういうふうに動かしていくかというのは、当然行政のほうでいろいろなことを考えるわけですね。当然、意見をいただいてそれをどう実行するかということは、今度は河川局等がいろいろご検討されるわけですね。

【事務局】 もちろん、そうでございます。この有識者会議で賜るであろう予定の、今

後の治水理念に関する提言ですか、そういったものを踏まえて今後の施策を検討していくということでもあります。

【分科会長】 私はあまり強いことを言う立場にはないんですけども、ただ1つだけ非常に気にしているのは今後の治水のあり方ということで、ダムによらない治水ということをやバーンとぶち上げて、もちろんダムによらないほうがいい場合もあるし、ダムによったほうがいい場合もあるという、初めにそういうものが土俵にあって、それから今後の治水理念、要はダムによらない治水なんだということを強く出しながら治水理念をつくるように、これはとれちゃうんですよね。きっとそうだなと思いつつ、僕はそうばかりではないのではないかと。やはり必要なものは必要と言って、どうあるべきかという議論が本格的にされるのにふさわしい、この時期それをやらなきゃならないのではないかなと、実は個人的には思っているんですよ。そういうふうにあってほしいなと願っていますけれども。

【〇〇委員】 すみません、関連で。実は先日ある首長さんから個別にご相談を受けて、ダムによらない治水に大変強い関心をお持ちの方なんですけど、霞堤が有効に効くと、これを改めて認識したと。鶴見川には何本霞堤があって、どう機能しているのか教えてくれと言われて、僕は仰天したんですけども。霞堤が機能するのは、その背後に水没しても大丈夫な広大な水田があるような場合に無被害湛水というような概念で処理をするので、鶴見川のような川で堤防を切って霞堤をつくったら、町が全部水没する、それは水害と言うのであって無理なんですよというお話を差し上げたら、「まことに適切なアドバイスをいただいた」と感激していらして、僕はそれが大変怖かったんですね。

ダムによらない治水、あふれさせる治水というのは、僕はずっと鶴見川で活動してきた、ぜひそうなったらいいなと率直にそう思っています。でもそれを進めるためには、実は農地法が関与する農水部局との本当に腹を割ったやりとりとか、都市計画部局との本当に腹を割った話とか、それがないと前に行くはずがない。鶴見川での総合治水とか水マスタープランの段階で本当に苦勞をして、あふれさせるといってもあふれさせてくれるところがないんです。これをダムに頼らない治水ということで河川局が、はっきり言えば農水部局に責任を負わせ、都市計画部局に重大な責任を負わせながらやるのでなしに突出すると、政治とかその方面の人たちが非常に安易な誤解をするのではないかと。多分〇〇先生がご指摘の点も同じことだと思うんですけども、ぜひ責任をしょいきらないように、そんなに簡単にダムによらない治水ができれば、もう昔からやっているわけですから、ぜひ責任をしょい切らず、農水部局や都市計画部局にも相応の責任をどんどんかぶせながら、

適切なバランスで進めていただきたいと思います。

【分科会長】 今のお話も含めて、これから重点化とか社会資本整備のあり方の問題になって、長期的にどういうふうに治水事業を考えるのかということは、今がもう絶好の考えるチャンスだと思ってください。そういうことを考えて、今のお話も含めて新しいやり方に果敢に挑戦していただかないと、何かこういうものばかりになってしまったとき、自分たちで自分の首を絞めないかと。そういうこともあるので、よくよくその辺は、次のステップにどうつなげるかということをやっていただきたいと思いますね。そのあたり、どなたか。

【〇〇委員】 こんなことを言うのはこういう委員会では間違っているのかもわからないけれども、実際のところ、大臣だって1年、2年でどんどん変わるわけね、今は。担当政権だって、本当に短期間で変わる。日本の実際の河川治水のあり方というのは、長期的に腹を決めて、その時々で器用に変えるものじゃないと思うんですよ。日本の治水のあるべき姿として、やはりダムが必要なときもあるのではないかと。治水ということを中心に考えればですよ。だからそういった意味で、政治主導とか何とか言って初めからダムにたよらないようにしろとかいうことが出てくるかも知れないけれども、やはり日本の国家百年の計で治水を考えるというのは、河川局なり皆さんが、少なくともたたき台というか、あるべき姿というものをつくって行って、で、こういった委員会の先生方にいろいろ聞く。決めるのも、先生方のほうに「お願いします」と言っていたのでは、僕はやはりおかしいと思うんですよ。何かそういう点で、今のこの政治情勢の混沌が原因していると思うのだけれど、役所自身がちょっと自信をなくしてというか、そういった腹の据わり方がないと思うんですね。

例えばこの間奄美大島で大雨が降って、河川が氾濫した。あれは何年に一遍の大雨か知らないけれども、日本の治水という立場から見て、河川は何年に1度の災害に備えるのかと。もちろん今の国家財政のこともあるから、1000年に1回の大雨を考えればこれだけかかる、100年に1回だったらこれぐらいかかるという複数提示はしないといけないのかもわからないけれども、そういうものは河川局でつくっていかないと、責任を持って考えるところが日本には今ないですよ、皆さん以外に。

だから今ここで出た話はものすごく大事な話で、初めからダムはないことで考えたらどうだというふうな、少なくとも治水を考える人たちの頭の中から、そういう前提でそれを取り除いていいのかなという気がして、さっきから聞いていて。〇〇先生から出たのであ

えて申し上げたんですけれども。そういうつもりでぜひお願いしたいですね。

【分科会長】 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

【〇〇委員】 この資料の5ページで、一番最後に矢印がずっとあって「中間取りまとめから乖離した検討が行われたと判断される場合」と書いてあって、矢印が「本省による対応方針の決定」という方へ向いているんですけれど、右の方へ行って「国土交通大臣が再検討の指示または要請」、こちらへ行くと……。つまり、もう初めからこの中間取りまとめに合うように、皆さん議論してくださいよと書いてあるんですよね。今までそういう議論はなかったのではないかと思うんですが、これはすごく大事なことだと思うんですけれど、それで議論しますかという話なのかなと思うんですけれども。いろいろ検討してみたら中間取りまとめと違う結論になりましたといった場合には、どうするんですかね。みずからもう1回再検討をするように、大臣に言ってもらうように回答することになってしまっているんですけれども。いかがなんでしょうか。

【事務局】 この有識者会議の趣旨には「できるだけダムにたよらない治水」というものが発端で始まったと書いておりますが、中身の検証はいわばシステムチックに公平に、予断を持たずに検証するというスキームになっております。

ここで乖離というのは、例えば治水計画を検討する場合、複数案を真摯にきちっと検討していくことが非常に重要でございますし、また考え得るできるだけ多くの案を考えていくことが前提になっております。そういったものが例えばですけれども、なされていない場合には、この中間取りまとめの趣旨から乖離している、というふうに私は理解しておりますが。

【分科会長】 何かよくわからないですね、これ。書いてあることが。〇〇委員から言われたように、この矢印の関係とか見ていると、非常にわかりづらいということだけは事実ですね。

【〇〇委員】 私は有識者会議の委員なのであまり発言すべきでないのかもしれませんが、今、〇〇さんがおっしゃったように、我々がどう考えたかということ少し言いますと、どういう仕組みで検証するのかという、検証がいわゆる説明力を持つような道筋を考えたということなんです。だから、どっちの方向に行きなさいよということは指示してなくて、検証が現在の考え方、すなわち説明力があって、透明性があって、公平性がある、この3つの原則をもとに、一番素直といいますか論理的に流れるフローを考えたいということです。その科学的な説明性、合理性と言いますか、それと途中でちゃんと透

明性を確保しているか、あるいは公平性を確保するための手続をとったかという、手続を指示したものが中間取りまとめ案ですので、いわゆる方向性を決めたものでないために「乖離した」という表現をしたわけで、方法論が、合理性とか透明性とか公平性を欠くようなものであれば、これはやり直してくださいよというふうなものということで、何らかの治水の方向性を定めたものが取りまとめというわけでは、今のところありません。

それからもう1つ、「できるだけダムにたよらない」という表現は、私が一番最初にかみつけた言葉なんですけれども、「できるだけ」というのがついているのは、場合によれば、何でもかんでも安易にダムにたより過ぎた事例がこれまでなかったわけではないという反省に基づいて、やはりそういうものは前面に出して考えなければ、我々土木屋がもう少し冷静になって、できるだけダムにたよることをやめて、できるだけといいますか、何でもかんでもダムにたよるということでなくてというふうなことが、どうも一般的な、いわゆる河川管理者は、確かにダムにたよったらいろいろな問題を解決することができるので、安易にダムにたより過ぎていたところを、できるだけダムにたよることのないようにということで、そういう意味では一つの警鐘として入れて、中身は先ほどもお話がありましたように、予断を持たない検証のスタイルを提案したということで、そういう予断を持たない検証がうまく行われているかどうか、やはり今回の検証のポイントだという考え方をしています。

【分科会長】 ありがとうございます。いろいろ少しあいまいな点もご説明願ったと思いますが、これは今後さらに動いていくことですし、今後の治水理念とのかかわりでも大変重要なことだと思いますので、〇〇先生も委員ですけれども、河川局とともにぜひこの辺をしっかりとご検討願いたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

ほかにはございますでしょうか。

【〇〇委員】 これからこの中間報告を受けて理念をまとめられるということになると、ちょっとこだわるようなんですけれど、「できるだけダムにたよらない治水」という言葉は、そのまま使われない可能性もあると考えていいのでしょうか。それとも、やはりこの言葉はずっと続いていくのでしょうか。というのは、一般的にこの言葉を聞くと、私はこれまで委員会とかに参加をさせていただいて、ダムありきではない考えをするんだというふうなことでとっていたんですけれども、新聞の報道などに与ると、これまでのダムを否定するみたいな、そういうことにもとらえられかねない文言に聞こえるなということがちょっと気になっておりました。なので、技術の進歩もあって過去にやってきたことと、これ

からやることはまた違うかもしれないですし、本当に安易に頼っていた中、そうでない部分もあるのかとか、いろいろな見解はあると思いますので、こういうキャッチフレーズになるような言葉の出し方というのは、大いに検証をしてから出していくべきかなということを考えております。今、この時点での発言は意味がないのかもしれないのですけれども、そういう印象を持っております。

【分科会長】 ありがとうございます。

【〇〇委員】 皆さんがおっしゃっていることと私もほぼ同感なんですけれども、ダムにはたよるんですよ。たよらないのではなくて、無駄なものをつくらないということであって、必要か必要でないか、今までも巷間言われているように、政治が持っていくようなダムだとか、そういうようなことがダメと言っているわけであって、ダムも必要なものは必要なわけで、たよるものはたよるわけですね。たよらないダムなんてそんなことはあり得ないわけで、この言葉がやはり、〇〇さんもおっしゃったようにおかしいのではないですかね。今後の治水対策、温暖化などを踏まえた、21世紀における治水対策を再検討するんだということはわかりますよ。その中の下の方の要素として、ダムの必要性についていろいろ検討するというのはいいいんですけれど、ダムの必要性が先に来ちゃって、これからの基本理念をきちんとするということが出てこないというか、後から出てくるんですね。ここがおかしいのではないのでしょうかね。

それから、「できるだけダムにたよらない治水」というのは、やはり危険ですね。こんなことが出たらもうつくとらないと、ダムはいけないものだというような印象を与えるから、同じことを言うにしても、もうちょっと別のいい言葉を使ったらいいのではないのでしょうか。政策転換を進めるというのはそれはそれでいいですよ。でももっと大事なことは、21世紀、温暖化などを踏まえた上で、大変変化に富むような新しい状況に備えた治水対策ですよ。そこが頭に出てこないで、おべっかを使うみたいな、こんなものはやめたほうがいいと思います。ちょっと言葉が変で申しわけありませんけれど。

【分科会長】 ありがとうございます。

【〇〇委員】 同じ趣旨の発言の繰り返しになるんですけれども、僕は河川法の専門家ではないんですけれども、河川法の範囲で責任をとる河川局が、ダムなしでできる治水というのはどういうものかというのは、やはり僕は深刻に考えなければいけないと思んです。僕はほとんど狭い鶴見川の体験ですけれども、ダムがなくて治水をするのは極めて難しいケースが、河川法で制約された場合にはあり得る。例えば広大な水田に大規模な無被害湛

水を誘導することができれば、ダムはなくてもいいかもしれないけれど、それは農水が了解しなければできないですよ。決して地下室はつくらないという約束で、基本は2階建てとするという都市計画が実行されれば、30センチ、40センチメートルの外水はらんがあっても町が崩壊することはないので、それがもう一般的な都市計画となるのであれば、ダムはなくてもいいかもしれないという場合もあると思うんですよ。でもそれは都市計画法、農水の法律と連携して初めて可能なことであって、河川局は河川法で縛られているわけですから、縛られているところでダムがなくてもできるということを安易に言っているのか。僕はできるケースはいっぱいあると思っています。お魚がいっぱい暮らして、ダムがなくてすむ川はいいだろうなと思いますから、ダム推進派では全くありませんし、なくていいダムはどんどんなくしましょうと思いますけれども、治水・安全を考えたときに、河川法でしか動けない河川局が率先して、先ほど申し上げたように農水とか都市計画部局に責任を負わせることなく、自分を縛っている河川法だけで、本当にそういうふう言い出しちゃっていいのかということが大変心配しています。ぜひ農水とか、少なくとも都市計画部局とか国土交通省の内部でいくらかでも総合的な調整ができるわけだから、河川局だけ悪者になって、言ってみたができなかった、悪かったのは河川局だとか言われるペケをしないでほしい。河川局が地球を救うと僕は思っていますので、はっきり言えばここで変な約束はしないで、少なくとも都市計画部局を全面的に巻き込んで、将来の治水を考えるという動きを、これは河川局がやらなければどこも動かないですよ。ぜひお願いしたい。

【分科会長】 どうもありがとうございました。随分たくさんのご意見をいただきましたので、また委員会の方でもこれからいろいろ議論をされて、この分科会にも報告があると思いますので、またその節はいろいろとご意見をいただきたいと思います。

それでは次の議題に移らせていただきます。

平成22年の災害についての報告です。それでは事務局、よろしくお願いします。

【事務局】 それでは資料4でございます。

平成22年の災害につきまして、ご報告したいと思います。

1ページ、まず気象の状況でございます。今年は梅雨入りが遅くて明けるのが早かったということで期間が短かったということでございますが、降水量の方は6月、7月は多かったということでございまして、比較的短期間に集中的に雨が合ったという傾向でございます。

それから下段の台風でございます。今年は台風の発生は、日本への接近、上陸とも平年より若干少ないという傾向でございまして、夏場の雨、8月の雨も全般的に少なかったという状況でございます。

2ページでございます。短時間の降雨ということで最近1時間に100ミリを超えるような雨がございしますが、今年の短時間降水について、1時間50ミリ、80ミリ以上の雨というのは、それぞれ1,000地点当たり166回、10回と、これは9月末まででございますけれども、昨年と同程度ということで、突出して多かったということではございません。昨年と同じぐらい発生しているということでございます。

その他、今年の特徴でございますが、気温がすごく高かったということで、夏場、報道でもございましたが猛暑日の日数であるとか、真夏日の日数であるとか、これはもう記録をどんどん更新しているということで、熱中症による死者も多数出たということがございました。

3ページから、今年の災害の概要でございます。

まず初めに地震でございますけれども、2月27日にチリで地震がございましたが、これに伴いまして28日から日本に津波が来ております。28日の9時33分に大津波警報が発令されまして、そこに図がございしますが、全国の太平洋沿岸等に警報が出されております。高いところは岩手県の久慈港、高知県須崎港で1.2メートルの津波がございまして、国土交通省では河川、海岸等の水門の閉鎖、あるいは道路の通行止め等の対応をしております。被害につきましては若干の浸水被害等が生じたということでございますが、国土交通省関係ではその他の被害はなかったということでございます。

続きまして4ページでございます。

梅雨の被害でございます。4ページの上段でございますが、梅雨期につきましては死者16名、行方不明5名、住家の被害として全半壊、床上・床下浸水被害、土石流等が発生しております。この図は死者、行方不明者が発生したところを記載しておりまして、鹿児島県でありますとか中国地方、岐阜県等で死者、行方不明者等が発生する被害が出ております。

個別に見てまいりますと、(1)でございますが、まず7月3日から九州南部に大量の雨が降りました。鹿児島県南種子島町でありますとか、宮崎県えびの市で観測史上1位の記録という雨が降っております。これによりまして、霧島市等で土石流で死者の発生、あるいは都城市でがけ崩れにより死者が出るということがございました。それから鹿児島県

南大隅町で土石流が繰り返し発生いたしまして、国道が通行止めになるというようなことがございました。

続きまして5ページでございます。

(2)でございますが、7月5日に東京都で局地的な雨がございました。板橋区で1時間114ミリという記録的な雨が降りまして、非常に狭いエリアで短時間に降ったということでございます。そこに図がございますが、これはちょうど7月5日から運用を始めたXバンドMPレーダの、一番雨が降ったときの画像でございます。この紫色のところは雨が強かった、100ミリを超える降雨強度のエリアで、非常に狭いエリアで雨が降ったということでございます。この雨で石神井川が氾濫しまして、床上・床下浸水等が出ております。

それから、下のほうの(3)でございます。7月10日から15日に中国地方、九州北部で大量の雨が降りまして、水害・土砂災害が発生しております。広島県呉市、世羅町で土石流等で死者が4名発生しておりますし、河川につきましては北九州市の紫川、山口県の厚狭川、木屋川が氾濫して、浸水被害が発生しております。

続きまして6ページでございます。

(4)は7月15日の雨でございます。岐阜県多治見市八百津町で、これも観測史上1位の雨が降っております。これによりまして、木曾川支川の可児川で氾濫が発生しまして、死者1名、行方不明2名という被害が出ております。また土石流で八百津町で3名死亡という災害が発生しております。

続きまして7ページ、(5)でございます。7月16日からの雨、これは広島県庄原市で降りましたが、これも観測史上1位ということでございます。これによりまして斜面崩壊、土石流等が発生しまして、死者1名、人家全壊等の被害が発生しております。この災害におきまして国土交通省からの緊急災害対策派遣隊、TEC-FORCEと書いておりますけれども消防士を派遣いたしまして、被災状況の調査でありますとか応急対応の支援といったものを実施しております。8ページの中ほどにレーダーの降雨強度図がありますが、これを見ていただきますとわかりますが、庄原市の赤いところ、市役所の上の方です、非常に局地的なところに雨が降っている。周辺では雨が降っていないということでございますが、同じ庄原市内でも一部の地区に大量に降ったという状況でございます。

続きまして8ページの下の方、台風9号でございます。9月8日に、台風9号の影響で神奈川県山北町、静岡県小山町あたりで雨が降りまして、ここでも観測史上1位の雨が、

ここにあるとおり出ております。これで静岡県小山町の直轄国道246号が通行止めになるといった被害が出ております。この災害におきましても、静岡県小山町に緊急災害対策派遣隊を派遣しまして、自治体の支援を実施しております。

それから9ページの下段でございます。これはまだ現在進行中の災害でございますけれども、秋雨前線ということで10月18日から降り始めましたが、10月21日に特に奄美市名瀬等で大量の雨が降りまして、特に奄美市住用村では1時間の降水量120ミリ以上が2時間続くというような猛烈な雨となっております。この雨によりまして、島内各所の河川が氾濫しておりまして、多数の土砂崩れ等が発生しております。奄美市で死者2名、龍郷町で死者1名の被害が出ておりますし、全島内で床上・床下浸水、道路の通行止め等の被害が出ております。この災害におきましても国土交通省から緊急災害対策派遣隊を派遣しておりまして、現在もまだ派遣中でございます。被災状況の把握でありますとか応急復旧の支援、さまざまな支援を実施しているところでございます。10ページにこの奄美大島の雨量の図がございます。この災害も非常に局地的に集中的に降ったという状況でございます。

10ページの最下段、公共土木施設の被害。これは河川、道路等の施設災害でございますが、9月末時点で7,700カ所、867億円の被害ということでございます。右の図を見ていただきますと、ちょっと見づらんですが1番下の赤い線、これが今年です。昨年が過去最低の被害額でございましたが、今年はその最低をさらに下回る、過去最低の被害の発生状況でございます。

以上でございますが、今年は局地的な雨による被害が多かったという、全般的にはそういった感じが言えるのではないかと思います。

【分科会長】 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらよろしく申し上げます。

これを見ていますと、ものすごく雨量が多いんですね、局地的に。こんなに100ミリを超える、災害を起こした事例としてこれだけ100ミリを超えるのがこれだけたくさんあるというのは、毎年この程度起こるんですか。

【事務局】 2ページの上の方に、これは100ミリにはなっておりませんが、上段が50ミリ、下段が80ミリの雨の発生数ですが、経年的に増える傾向にあるということでございます。これはアメダス設置地点当たりの数ですが、したがってやはり以前に比べますと、短時間に集中的に降るといった傾向は出ているのではなかろうかと思いますし、

当然100ミリの雨が降れば何らかの災害は大体は起こると思われまので、局地的豪雨による災害も増える傾向にあるのではないかと思います。

【〇〇委員】 実是中国地方の集中豪雨の後、岡山と鳥取の県境の森を見てまいりまして、非常に大きな被害を受けて木が倒れたまま、手つかずのままあるという状況を目の当たりにしてまいりました。先ほどからいろいろなところとの連携が大事だというお話、岸先生などもおっしゃっていましたが、森の保全に関して、特に林野庁、農水省でしょうか、そのあたりの連携はどのようにされているのかを教えてくださいたいと思います。

【事務局】 ご指摘のように災害の中でも都市災害でございますけれども、河川の洪水被害も含めまして、流れる木が被害を起こすということが増えておりまして、平成18年から林野庁との連携施策としまして、1つの流域の上流側を林野のほうでいろいろ森林の整備を集中的にやってもらうとか、治山設備の充実を図ってもらうとか、下流側は砂防の方で、いわゆる流木対策の止めの施設をつくるとか、そういった箇所を現在、今年は10カ所ぐらいやっておりますけれども、これを拡大していこうというふうには考えてございます。

あと、林野庁は林野庁としていわゆる森林の整備ということで、昨年の暮れだと思いますが、森林再生プランというものをつくられてまして、間伐の促進を図ることによって森林の整備を図っていく、結果として雨に強い森づくりということを目指しているというふう聞いております。

【〇〇委員】 河川局が治水計画という形で議論するときには、いつも水系の治水を考えてきましたね、流域にどれだけ雨が降ってと。そういうものでは、どちらかというところあるいは時間的な集中はあまり省いてきた、棄却してきたようなものが、今災害を起こしている。だから水系治水のときの整備計画あるいは基本計画を考えると、特異であったと言われていたようなものが問題を起こしている。それは水系全体にはあまり大きな影響はないんだけど、それが森林であろうが、中間山地であろうが、あるいは都市であろうが、大きな被害が出るという問題があるとき、これから河川局はどんなふうに対応していこうとされているのか。大抵は水系の治水で直轄部の流量がどうで、というふうなものを基盤として整備しようとしてきたんだけど、こういう地先、地先で豪雨によって災害が起こるとき、河川局としてはどんなふうにもその水害対応をやっていくのかということについて、現在どんなふうにも考えられているのでしょうか。

【分科会長】 お願いします。これはすごく重要な課題になりつつありますね。

【事務局】 私自身も一番問題意識を持っているのが、今先生がおっしゃられた、今までは流域単位、水系単位で計画をつくり、そこにどれだけの流量が流れてくる、という形で計画論になって、基本的に下流から改修をしていって、順に上流まで、その途中段階でダムですとか遊水池ですとか、こういう施設整備をしてきたと。どちらかという、梅雨期に降るあるいは台風期に降るダラダラした雨、別にそれが計画対象ではなくてイメージとしてそんな感じなのですけれど、これだけ集中的に短期的に狭い地域で降る。私どもの分析でいくと、大体大きくても二、三十平方キロ単位で集中豪雨が降ると。逆に言うと、水系単位の話はちゃんとベースとして持っているながら、例えば二、三十平方キロ単位、ある街区が幾つか集まった範囲ぐらいで完結し得る水位対策、これは私どもは時間雨量100ミリ安心プラン、施設整備だけで時間雨量100ミリをやるには間違いなく限界があるということで、時間雨量100ミリに対しての安心を持ち得る。具体的に申し上げますと、先ほど先生方がおっしゃった地域、地域で水をためていただく。ただ初期のころの雨をためても、例えば10分間雨量で小さいころの雨をためてもピークには効かないと。ただ、仮にためていただくにしても、隣の流域の30平方キロ、貯留地があいている可能性があります。例えばこちらとこちらをつないでおくと、これはコスト的にはいろいろな問題がありますが、概念的にはそういうことによって、こちらで降ったとき、ここの容量だけではなくて、隣の小ブロックの容量も使い得るのではないかと。こういうものを今、実は東京都と一緒にいろいろ勉強しております。いずれ今までの考え方プラスの考え方を重ね合わせないと、こういう対応はなかなか難しいのではなかろうかと感じております。

【〇〇委員】 今お聞きしましても、そういうときに例えば都市では下水道という雨水排除の仕事が、縦割りを勧めるわけではないんだけれども、雨水排除という1つの事業であるものを、流域をつなぐことによって河川の中あるいは流域の中で、河川局主導でやれるような、いわゆる縦割りを解消していくようなきっかけにできればいいと思うんですけれども、そういうことが可能かどうかということと、もう1つは水系治水がしっかりしていると、いわゆる地先、地先のそういった雨水排除も、実は50ミリ対応とか、せいぜい60ミリ対応のところを100ミリまで安全にするには、いわゆる水系治水とそういう地先の雨水排除がうまく連携できるということを河川局主導でやれそうだと、あるいは今度新しい局になりますけれども、そういうところでやっていただけたらありがたいと思います。

【事務局】 先ほど〇〇先生からもお話があって、今の〇〇先生からのお話も全く同感で、水の行政、下水道も大きな手段ですし、あるいは都市行政もやはり大きな手段だろう

と。これからはやはり総力を挙げてこういう問題に対処していかなければならないだろうと。後でご紹介いたしますが、今回組織的に下水道部も一つの局の中で、今、下水と河川局はけんかしているわけでは全くございません。縦割りという意識も全くございません。冒頭分科会長がおっしゃった、もっともっと施設間の、法的には扱いが違いますけれど、機能的には似たようなものがあるのであれば、それを有機的に結びつけて、より効率的な行政を目指したいと考えております。

【〇〇委員】 お話のあったとおりでと思うんですけども、水系治水というのはとっても重要で、最近ゲリラ豪雨の話ばかりが進んできて、つい水系治水が忘れられている、極端なことを言えばそういう気配があつて。しかしゲリラ豪雨は、局所的には温暖化と、海面水温などと絡むと思いますけれども、これは温暖化の将来予想されている本当に恐ろしい豪雨とは少なくとも専門的には一線を画すべきものであつて、何かゲリラ豪雨が大変だから水系治水は軽視していいとかいう風潮が僕は一部にはつきりあると思いますけれども、これは大間違いで、例えば500ミリの雨が150年に1度だと思っていたのが50年に1度になるとか、そういう視野で水系治水はやっていかねばいけないので、ぜひ水系治水と地先の小さな流域の治水と、混乱しないように。そういう意味で言えば、地先と水系と2言語に分けるのは間違いで、流域というのはもともと全体流域が亜流域、小流域と、どうしてもフラクタルに分けられるというのは流域の強さでありますので、数十キロでなくて、僕が知っているような範囲だと、本当に1平方キロにも足りないかもしれないところにもものすごい雨が降るんですね。それで局所的深層崩壊が起こるような時代になってきて、ゲリラ豪雨対応については本当に、小さいところも含めた指針がちゃんと出ないといけない。

もう1つ、まま忘れられるのは、実は私は鶴見川の下流の大浸水地帯で育ったんですけども、小さいころに狩野川台風と1966年の大変恐ろしい水害を経験したんですが、地元の人たちはあ那时的水害では多摩川も来たと言っているんですよ。僕もそう聞いて育った。鶴見湾の下流部の大浸水地帯は、ゲリラ豪雨では何の怖いこともありません。広い低平地だからみんな薄くなっちゃうんですけど、本当に恐ろしい巨大豪雨が来たときには、実は鶴見川流域の水系分析だけではわからない。多摩川が来る、間の二ヶ領が来る、また別の川が来る、3川合流大氾濫地帯、そういうことが忘れられている。今年は鶴見川総合治水30年ですけども。

ぜひ水系間で一緒に流域分析をやらないと、どうにもならない危険地帯が日本国にはい

っぱいあって、それは実は温暖化適応策を考えるときには本当に重要な課題だと。だから水系という、僕は流域と言いますが、流域は自在にフラクタルになる、それで考え、かつ流域間で引き起こされるかもしれない巨大災害も視野に入れた、自在に流域を扱う議論を、河川局が主導してやっていただきたいと思います。

【分科会長】 ありがとうございます。

【〇〇委員】 広域的に考える場合、森林保全と治水とやはり大きなかわりがあると思うのですが、先ほど林野庁の今年10カ所の取り組みを教えてくださいましたが、これは国有林だと思うんですが、私有林に対しては林野庁はどういった方向性を持っているのか、わかっていれば教えてくださいたいと思います。

【事務局】 先ほど申しあげました連携策でやっている10流域というのは、国有林だけではなくて、私どもが先ほどのような森林から流れが発生しやすいと想定される場所を決めまして、お互い協力してその安全性を上げようというふうに決めたところがございます。国有林は国有林で、自分たちの管理の中でやっておられると思いますが、私の記憶ではほとんどが民有林を中心とした流域で連携策をやっているという状況でございます。それをできるだけ広げていこうというのが、私どもと林野庁の協力した取り組みということでご理解いただきたいと思います。

【分科会長】 今の林野の話も含めて、そういうことをやっているのがなかなか外に出てきませんよね。私など比較的専門家のグループに属しているんですけども、60数%という森林面積をどういうふうにするのかというのは、川にとっても非常に大事だし、都市にとっても大事なんですけれど、その共同でやっているいい例をどんどん出してもらいたい、こういうのをやっている、こういうのをやっているというのを見せてもらいたい。実はほかの分科会に行っても、やはり一緒にやらなきゃならないという話は必ず出てくるんですけど、具体的に何が本当にうまくいっているのか皆わからないんですよ。やっている、やっていると言うんですけど、それがなかなか出てこない。ぜひ今のお話など、これから林野をどうすべきかというのが大きな話題になっているとき、その中で防災問題をどうするかというのも一緒にやらなければならないところなので、ぜひその辺も大きく打ち出してやってもらいたいなと思っているんですけど、何かありますか。ぜひご意見を聞かせてください。

【事務局】 日本の国土の8割は森林でありますし、地球の息吹の大きいエリアに日本は存在しています。今まさに台風14号が来ているわけですが、そういう中でこ

の豊かさと災害とがワンセットにあるというのが、日本の一つの特色だろうと思いますし、だからこそすぐれた国民性と国民生活が、また一方において育っていると思っております。そういう私たちの文化の源でありますところの森林というのも、そういう目で物事を見なければなりません。今、分科会長からお話をいただきましたので、その例もまたご提示させていただきたいと思えます。

【分科会長】 　ぜひお願いします。

もう1点だけ、実は海岸の話として、私たまたまデータに接触したんですが、チリ沖地震が起こったとき、利根川に津波が入ってきているんですね。80センチぐらい高まっているんですよ。その後、興味があってそのデータを見ているうちに、江戸時代とかにもものすごく津波が来ているんですね、あそこに。で、たくさんの方がさらわれていると。だから河口の津波というのをどう考えるのかというのを少しよく議論しておかないと、本当に火山が爆発したり、いろいろなことが起こっているときに津波問題も、海岸域に来たときどうなるのかというのを、河口を持っているところは少し考えていかなければだめだと思っているんですけど、そのあたりは何か、最近少しは話題になっているのでしょうか。あるいは検討中なんでしょうか。

【事務局】　津波は2つあると思うんですけど、波の高さと外力、津波というのは海全体が動きますので、普通の風による波と津波の波と、全然外力が違うんですけど、2つの注意点があると。1つ目の波の高さですけども、台風による高波の高さといわゆる想定津波高との比較をして、高い方で一応護岸とか堤防の高さを決めて、まだ不足しているところもちろんございますけれども、計画論としては高い方で設置すると。あと外力ですけど、これはまだまだわからないところがございまして、建設関係の場合でいいますと台風による波の外力で設計しますけれども、これからはそういう海全体が動く津波の外力も想定した、より強固な構造の堤防、護岸というものも考えていかなければならないということで、これは港湾局も含めて少し課題としてやると。港湾局ももちろん津波の外力による構造のものをやっているところもあるんですけど、まだまだそこまで行っていないというのが現状です。そこはこれからの検討課題ということで一緒に勉強しています。

【分科会長】　今回、利根川下流の河口部に相当津波が入り込んできたんですね。それは、たまたま洪水のための水位をはかるために水系がずっと入っていたやつで、津波がどういうふうにか川の中を上っていくかという非常に見事なデータがとれた。学術的にはそれが話題になって、検討している先生たちがたくさんいらっしゃるんですが、結構1メー

トルぐらい高まっちゃって、それも干潮と満潮のときに何回も押し寄せてきますから、そういうことが起こっているということで、少しそういうのも見ておかないとだめだなと思っていますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

【〇〇委員】 本筋とはあまり関係ないんですけど、最近災害だと天気予報をやる人が出てきて説明なんかしていますよね。時々その地域の大学の先生が来て解説なんかしているんですけど、河川局の方か、ここにいらっしゃる先生方か、もうちょっとテレビなどに出て、もう少し解説をしたほうがいいのではないかなと思うんですね。お呼びがないのかどうかわかりませんが、ちょっと不安な感じがするんですね。気象予報士の話だけだと。今日お話のあったことなどは、全く国民には伝わっていないわけですね。ですから何かの機会を得て、国土交通省にも広報があるわけですから、そういうことに働きかけるとか、昔、河川はみんな専門職ばかりだから云々というような話がありましたけれど、やはり専門職の人の中での常識は、一般は知らないわけですから、そこを積極的に打って出るような方法をお考えになったほうがいいかなと思うんですね。我々普通の人間が聞いていても、予報士たちの話だけでいいのかなと不安があるんですね。ですから、今ずっと話したような流域とかそういうのも、例えば〇〇さんがいらっしゃいますけれどNHKの番組などで時間をとってもらって、きちっと説明するとか、機会はあろうかなと思うんですね。放送局や新聞社の方も、皆さんのこういうやっている話を知らないこともあるわけで、なかなかその辺のところうまくいかない。ジャーナリストや評論家の仕事かもしれませんが、役所でもそういう方を育てるとい言葉は悪いですけど、応援するというか。例えばフリーの人などそういう人がいれば、食えないわけだからどんどん育てて、小さな雑誌とかいろいろなところで取り上げるように計らってやるとか、ちょっとそういうようなことに気を配っていただくと、大分変わるのではないかなという気がしておりますので、もしそういう機会があったらよろしくお願ひします。

【分科会長】 ありがとうございます。〇〇委員、何か関連してございますか。

【〇〇委員】 最近池上彰という人があちこちで大活躍して、私の何年か後輩で、全く私の下で働いていたんですが。彼の話していることを聞いていると、やっぱりよく分かるんですね。森羅万象みんな口出しするから、ちょっといかがかと思うんだけど。つまり、分かるように伝えるということがすごく大事で、せっかく河川局の皆さんはいいことをしてこられたのに、わからないままになっていたのではないかなと。

今朝の新聞に大きく出ていたスーパー堤防は要らないという記事は、どこの新聞にも大きく書いてあったんですが、これなんかやはり皆さん非常に悔しい思いというか、じくじたる思いで見られてたのではないかと思うんですね。つまり、400年もかかると聞いた方は「そんなにかかると、やって意味があるのか」というようなことを思われたらしいんですが、「400年かかってもやります」と、よくぞ言われたと思うんですが。つまり、やった分だけ明らかに効果があるわけで、そこらを分かってもらえていない、でき上がったらどんなふうになりますということもきちんと説明されていない、だから一体何をやっているんだろうという思いでみんなが見ていたというのか。説明不足というのが非常に大きいと思うんですね。ダムは要らないというふうに決められたのも、多分にそういうところがあると思うんですよ。だから本当に、場合によってはダムでなくても解決したのに、ダムでやっちゃったというケースもあるのかもしれない。そういうのもやはり素直にそう認めれば、なるほどというふうに分かってもらえるんですけど、何かどうせ説明しても分からないだろうということで説明してこなかったことが、多過ぎたのかなと思うんですね。今、現象のほうが先を行って、想像もしなかったようなことがどんどん起こるようになっていきますので、そういうときこそ本当の話をしていただくいい機会だと思いますので、ぜひそういう人をまた内部で育てていただいて、何かあったらマスコミがそこへ取材に行くというような、そういう池上さんのような人をどんどん育てていかれる必要があるのかなと思います。

【分科会長】 ありがとうございます。

【事務局】 先ほどの中で、取り組みの一つなのかもわかりませんが、6月にやりましたNHK特集の中で「深層崩壊」という言葉が出ておりましたけれども、それを受けまして、9月11日ですけれどもNHKと民放の方を含めまして、いわゆるお天気担当の方、気象予報士の資格を持っている方、アナウンサーのネットワークの方と、深層崩壊の勉強会という取り組みをさせていただきまして、今後ともこういうことを続けてやってまいりたいと思っております。

【分科会長】 ありがとうございます。

【〇〇委員】 やはり世の中全体が、短期局所合理性、長期広域合理性と2つ並べた場合、長期広域合理性を言う人たちはいかがわしいという雰囲気になってきて、短期局所合理性を語る人に味方するという世論になってきていると思います。ある意味では自由主義、原理主義の一番極端な立場にもかかわらず、政治的なスペクトルにかかわらず、

そこを言う人がいい人だというふうに分かっている。そういうときに長期広域でやらなければいけない国土交通行政というのは、本当につらいところだと思うんですけど、先ほどちょっと申しましたけれども、スーパー堤防は僕はテレビで見たんですけど、200年に1回の治水のための工事というのは、まるで宇宙人の議論ではないかというようなご趣旨、正確ではありませんけれどそういうご趣旨の議員さんの発言がテレビに流れて、周りで見ている人が喝采していたんですね。僕は気候変動を本当に心配するんだったら、これは長期広域合理性の話でありますので、人類はあと何年この地球の上で平和に暮らすつもりなのかと、人類地球生存基本計画というのがあるべきだと思っているんですよ。日本国の社会が、この日本列島であと何年、日本列島の自然と共存して生きていくか、基本計画があつてしかるべきだと思うんですけども、そういう議論は全くなしに、短期局所合理性で物がいってしまう。一方で、炭酸ガスは減らさないと地球が減びるとというような極端な議論が横行して、あれとセットでやるのだったら、実は1000年先ぐらいまでの治水・土砂災害の基本計画を同時に立てないと、気候変動対応になるはずがないんですね。一方で、治水に関しては局所、短期合理性が正義で、一方では本当にそれが地球の炭酸ガス削減に貢献するのか、本当に詳しい専門家たちはかなり困っていると思うんですけども、そういう対策が政策の中心に出てしまう。このあたりはやはり、つらくとも長期合理性でやらなければいけない国交省が頑張らないと、僕は極端なことを言えば国を誤ると。このあたりでぜひ踏ん張って頑張っていたいただきたいと思います。

【分科会長】 エールですね。頑張ってください。

【事務局】 昨日の議論の中でもありましたけれども、200分の1というのがどうしても、200年に1回、200年先にしか起こらないというか、どうしてもそんな印象を持っておられて、ひょっとすると明日起こるかもわからない、あさって起こるかもわからない、そういう200分の1の規模の確率の工事というものを身近に感じられないということから、ああいう議論になっておりました。国家百年の計ということで営々と治水事業をやっているわけですが、昨日の中でも政務官は、例えば100年前、200年前、もっと前にやった治水対策は、その当時は無駄であったと思われたかもわからないけれども、それが今となつては評価されている。そういうタイムスパンと言いますか、長期のものがやはり治水事業なんだということで、政務官も非常にそこはご理解をいただいております。ただ、それが一般の方にはなかなかご理解いただけないというジレンマと言いますか。そういう状況にあつて、どういうふうにしたらそれが分かってもらえるの

か、私のほうも大きな課題だと思っております。

【分科会長】 ありがとうございます。

時間もまいりましたので、最後のその他の話題に移りたいと思いますが、何かこれについてございますでしょうか。

【事務局】 参考資料4に「組織・定員要求概要」という資料をつけさせていただいております。河川局の関連は、1ページの(1)で、局長からご紹介しましたように水管理・防災局(仮称)ということで、河川局と土地・水資源局の水資源部、都市・地域整備局下水道部を一体化いたしまして、水関連行政の一元化を図っていくという趣旨の組織要求をさせていただいているところでございます。

【分科会長】 それでは今の組織の話もまたいろいろ展開したら、また教えてください。よろしくをお願いします。

それでは全体を通して、何かございますでしょうか。

【事務局】 今日は本当に、分科会長はじめ各先生から、先ほど分科会長もおっしゃっていただいた、私どもにエールを送っていただいたと、今日の分科会は私自身も力づけられ、本当にありがたく思っております。ぜひこれ以降もいろいろな局面でご指導を賜ればと思っております。今日は本当にありがとうございました。

【分科会長】 ありがとうございました。

それではこれで議事をすべて終わりましたが、最後に本日の議事録につきましては、内容について各委員の確認を得た後、発言者氏名を除いて国土交通省大臣官房広報課及びインターネットにおいて一般に公開することとします。

第42回社会資本整備審議会河川分科会は以上でございます。

【事務局】 ありがとうございました。

以上をもちまして、河川分科会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —